

『建撕記』の史料的価値（中）

石川力山

一

本誌前号において、道元伝研究の根本資料である『建撕記』

について、その成立的背景を考慮し、歴史史料としての立場

から見た若干の位置付けを試みた。⁽¹⁾すなわち、歴史史料としての『建撕記』の性格、つまり、果してこれが単なる道元の伝記を祖述したものかどうかという問題意識をもつて見るなら、『建撕記』は、道元伝を骨格としながら、実は初期の永平寺教団の歴史を記述したものであることは明らかで、中世の永平寺教団、就中、初期寂円派教団の胎動というものが如実に看取される史料であるということであった。著者建撕（一四一五—一四七四）は、その撰述の動機について、

今假名字ヲ以テ行状記或者年譜亦ハ廣録中肝要之事斗リ、抜出メ是ヲ書也、闕事ヲハ本録ヲ以テタゞサルヘキ者也、（河村孝道編著『諸本永平寺開山道元禪師行状建撕記』二頁、以下、特に註記のない場合は瑞長本による）

と自ら語っており、これはこれで建撕自身の撰述に対する心情乃至意図を吐露している記述と素直に受け止めてよいと思われるが、内容的には、寂円派の永平寺における正統性を主張する立場が明確に反影されており、その意味においては、著者建撕の意図にかかわりなく、中世曹洞宗教団の歩みと展開の中から生み出された、歴史的産物であったと位置付けることは、『建撕記』の歴史史料としての一側面として首肯されざるを得ないであろう。

△日本国曹洞宗初祖△越前吉田郡志比庄、吉祥山永平禅寺、開山道元大和尚誕生ヨリ以来之行状年譜并廣録ノ中ニ多ク是ヲ載セ給ウ處甚雖分明也、末世之重蒙等、見易ク聞易スカラシメンカ為ニ、

円派が、この事態をいかに受け止め、そして自派の主張をなしていったかという、換言すれば、中世曹洞宗史の一端として『建撕記』の出現をとらえようとするものであり、『建撕記』の出現を寂円派の主張が顯在化した文献として認識するところから出発したい。

本論は、建撕が『建撕記』を編集するに際して、いかなる史料を用い、その史料をいかなる立場で取捨選択したか、またそこにはいかなる意図を含んだ史料の用い方があるのか、

それはいかなる類型に分け得るか、等々の問題を解明せんとするものであるが、今回は『建撕記』の個々の記載について、今日徵し得る古文書類との対応関係を中心に考察してみる。

二

『建撕記』という歴史書が編纂される際に、その素材となつたものは、すでに見たように、「行状記」「年譜」及び『広録』等の中から、肝要のこと抜き出したとされるように、建撕が道元伝を編纂する時点で成立していたとする「行状記」「年譜」があつたとされるのであるが、さらに、道元の主著である『正法眼蔵』及びその奥書、『正法眼蔵隨聞記』『宝慶記』『衆寮箴規』『典座教訓』『知事清規』等の外に、『元亨釈書』などを参酌したことも明記している。これらの外に、

『建撕記』成立の時点すでに成立していたと見られる他の道元伝、たとえば『永平寺三祖行業記』『元祖孤雲徹通三大尊行状記』『伝光錄』『洞谷記』『碧山日錄』等に収録された道元の伝記に関する記事についても考慮されなければならぬであろうし、またこれら有形の歴史史料の外に、道元の伝記や初期の永平寺に関する口碑・伝説の類の、無形の歴史史料も、永平寺や法孫達に多く語り伝えられていたであろう。たとえば、

永平寺住持五十代之後^{ナメ}彼ノ波著寺ニ開山和尚再来可^レ有ト云事ヲ、
波著寺住僧達昔シヨリ申伝、雖^レ然本記録ナシ、後來能々可^レ尋、
云云（一〇二頁）

という記載もある。

ところで、本稿で問題とした各種古文書と『建撕記』の内容との対応策関係は、上記の編纂物の諸史料との対応関係の問題と全く異なる側面をもつてゐる。

そもそも、「古文書」というものは、ある歴史的時点において発生した問題について、その解決のために、当事者同士の間で授受された、その問題・事件の用件を書いた文書のことであり、従つてそれは、かつて現実社会に実用的・実効的な力を持つて機能した文献であり、一回生起の歴史のある時点で生じた問題について、その処理・解決のため、あるいはそのメモとして記録されたものである。いわば、歴史的事件

に対する後世の批評・判断というものを含まない、時代を離れてながら、しかもなお、歴史的事実を生のままで今日に提起してくれるという点に、古文書というものの大きな特質がある。そうした意味で、古文書というものは、ある事件、ある歴史問題を究明する上の根本史料として欠くことのできない文献であり、それだけに信憑性に富むものである。このことはまた逆に、古文書そのものの信憑性、すなわち、紙質・形態・用字・文体等による真偽の問題も、その古文書を用いる際に、第一に解決されなければならないが、筆者にはそれを

判断する能力はないので、従来、関係文書として認められているものについて、検討の対象として取り上げる。また、厳密な意味での古文書の範疇を越える金石文や、各種識語・墨書類・頂相贊なども、広義の古文書の意に解しておきたい。

三

建撕が道元の伝を編纂するに際して、直接参酌し、あるいは披見・参酌が可能であった諸種の史料についてはすでに述べたが、それらはいずれも、編纂者によつてある種の評価・判断がなされた後の産物であり、歴史叙述の素材としては、直接史料がさらに取捨選択された、のちのものであることは疑いない。しかし、『建撕記』には、古文書類の原史料を直接その素材として用いたと見られる箇所も多く見出されるの

で、次にそれらを列举してみる。（標題は瑞長本を基準として、諸本に異称があれば括弧内に示した。内容を示す適當な標題を補つたものもある。年記のあるものはこれを併記した。頁数は河村孝道編著本による。）

- (1) 建仁二代御影道元和尚贊（九頁）
- (2) 戒臘次第不審表書（一三三頁）
- (3) 同、重表書（一四頁）
- (4) 同、又重表書（一五頁）
- (5) 見録（日録・目録）（二七頁）
- (6) 宇治觀音導利院僧堂勸進之疏（三八頁）
嘉禎元年十二月日都勸縁住觀音導利沙門积
- (7) （僧堂勸進之疏）永平六世和尚奥書（四〇頁）
貞和三年十一月七日住永平寺曇希書
- (8) 答近衛殿法語（四二頁）
- 仁治三年壬寅四月十二日
- (9) 一葉觀音贊（四二頁）
- (10) 本尊如來開山自手御作之事（五三頁）
(寛元二年) 八月十四日 道元進上之仕候
- (11) 結夏上堂天花亂墜ノ證（五五頁）
(寛元三年四月)
- (12) 布薩說戒五色之雲起證（請）文

志比庄方丈不思議之日記事（六〇頁）

寛元五年丁未正月十五日

(13) 同、二代和尚以御自筆一書云（六一頁）

文永四年九月廿二日記之、小師比丘懷弊判

(14) 従^ニ建長開山^ニ永平開山來ル書札之事（六四頁）

宋朝西蜀人事寓^ニ大宰府博多^ニ右謹呈

圓覺寺比丘道隆和南上啓

(15) 同、蘭溪和尚ニノ御返札云（六五頁）

宝治元年丁未猛冬、比丘道元悚息咨日上覆

円覺堂上和尚禪師尊前

(16) 永平寺僧堂異香殊勝（七〇頁）

(宝治二年)

(17) 羅漢供養現瑞、並に供養式作法（七一頁）

(宝治三年正月一日)

(18) 同、奥書（七一頁）

(19) 盡未來際吉祥山不離御誓約（七二頁）

九月初十日

(20) 当山奥不思議鐘聲相尋御返事（七六頁）

(21) 永平初祖大和尚之御詠歌附授識語（九六頁）

応永廿七年六月朔、宝慶八世洞雲^{比丘}喜舜在判

(22) 二代和尚衆生濟度之願文（一〇五頁）

建治元年八月廿八日

(23) (二代和尚) 日記（記録）（一〇九頁）

(24) 三代義演開山大和尚法被裏書（一一五頁）

(25) 義雲真影淨慈靈石如芝贊（一一八頁）

佛鑒禪師住持抗之淨慈八十有三歲靈石叟如芝贊

(26) 同、靈隱寺獨孤淳國（明）贊（一一九頁）

泰定改元歲甲子春、靈隱山獨孤叟淳國

(27) 同、義雲自贊（一二〇頁）

日本元德辛未永平禪寺五世義雲自贊

(28) 天童山南谷庵永平初祖牌重立明極楚俊支證（一二一頁）

泰定丁卯秋七月望大白閑房老僧楚俊書

(29) 智琛乞語贊（一二二頁）

(30) 義雲永平寺鐘銘（一二三頁）

(嘉曆二年)

31 義雲永平寺御住辭退之狀（一二三頁）

九月十八日 比丘義雲^{在判}進上之三条殿

(32) 一夜碧岩大乘寺下シ給六世和尚下状（一二六頁）

(33) 開闢檀那如是回心向大之願文（一二九頁）

そもそも、『建撕記』が編纂される際に用いられたと見られる「行状記」及び「年譜」なるものが具体的に何を指すかは不明であり、これらの史料の存在そのものが疑問視されることもある。⁽²⁾しかし、道元伝編纂のベースとなつた記録類が

存したこととは確実と思われる。「本記録」とか「本録」とか

リ。(二〇頁)

呼ばれるものがそれである。瑞長本『建撕記』冒頭の「(前略)末世之重蒙等見易ク聞易スカラシメンカ為ニ今假名字ヲ以テ行状記或者年譜亦ハ廣録中肝要之事斗リ拔出メ是ヲ書也、闕事ハ本録ヲ以テタムサルヘキ者也」という文は、明らかに分量的に『建撕記』を凌駕する記録が存したことを探せしめる。さらに『建撕記』の本文に、この「本録」「本記録」なるものに存するか否かを明記している箇所が多く見出されることも注意される。たとえば、道元が無際了派住持中の天

童山に掛録した際に、戒臘の次第によらず、新戒の位に列せられたのに対し、七佛以来未聞未見の法であるとして、これを改正するように、時の皇帝寧宗に上訴し、これが三度に及び、遂に臘次によるように是正されたという記載がある。そしてこの時の上表文が掲載され、

如淨和尚示云、浮山円鑒法遠禪師ハ本大陽下之學人也。曾大陽不_レ許。因浮山懇請ニ大陽之舊履零衣等、頂戴供養ス。

此事_ハ見_レ錄_ハタ_アリ、今不_レ記_レ之。

△亦有時浮山寫_ニ大陽頂相一軸、呈_ス大陽。々々大笑云、頂相不_レ似_レ吾_。浮山云、和尚大慈大悲、許_ニ法遠_ハ供_ニ養_セ頂相_ニ矣。此事別ニ_ハ見_レ錄_ハタ_アリ、今不_レ記_レ之。(二七頁)

自_レ爾師名不_レ隱_ニ叢林、大唐國裡普聞。是迄三度捧_ハ給表書ハ、本記録儘寫_ス也。日本國僧、入唐作僧ノ時ノ季月戒臘ニ立事ハ道元和尚_{ヨリ}始定也。(一六頁)〔本記録〕他の諸本は「本録」を作る。)

とあるように、三度の上表文は「本記録(本録)」によつてそのまま写したものであるといふ。また『建撕記』は、如淨会下における道元の参考については、要点だけを記すにとどめているが、これについては、

此如淨和尚ノ会_レ入室得法シ給ウ參禪問答ノ次第、本録ニ見タ

とあり、詳細は本録に譲るとして、簡略に扱う意味を述べてゐる。道元の如淨会下における詳しい參禪問答の内容は、『宝慶記』に見ることができるので、本録とは、あるいは『宝慶記』を指すものかとも思われるが、先の寧宗に対する三度の上表文は、『宝慶記』には見出されないものであり、状況的に見て、この上訴の事実は疑問視されている。⁽³⁾一方、『宝慶記』に類する道元自身の日記・記録類が存したことも予想される。たとえば、

△亦有時浮山寫_ニ大陽頂相一軸、呈_ス大陽。々々大笑云、頂相不_レ似_レ吾_。浮山云、和尚大慈大悲、許_ニ法遠_ハ供_ニ養_セ頂相_ニ矣。此事別ニ_ハ見_レ錄_ハタ_アリ、今不_レ記_レ之。(二七頁)

とある。この「見録」の部分は、他の諸本では「日録」となつており、瑞長本には「日録」とすべき旨の注記がある。大陽警玄・投子義青の嗣承問題に関する如淨の示誠は、『宝慶記』にも見出されないので、『建撕記』がここに記載したのは、本記録といわれるものとは別の記録から採用したと理解される。ただし、瑞長本の原文は、「此の事、録に見えたり、今之に記さず」「此の事、別に録に見えたり、今之

に記さず」と読まれるべきであり、従つてここにいう「録」とは、「本記録」「本録」と同一出典を示しているとも思われる。

このように、「録」「本録」「本記録」と呼ばれる記録に見出される記事として扱つてある場合は反対に、本記録には存せず、また事実かどうかも疑わしいが、伝説等によつて記しておくことが明記されているものも多くある。たとえば、道元が帰朝に際して、大権修利菩薩の助筆を得て、一夜で『碧巖集』を書写したとされることについて、

此助筆ノ事、伝説多々之、本記録ニ不分明。至後來ニ能々可レ尋レ之。（二七頁）

とあるように、あくまでも伝説として扱つてある。また入宋の途次、一葉觀音が出現した奇瑞について、

吾昔時入宋時、船中ニテ痢病ヲヤミシ時、俄ニ惡風吹來、船中ノ動搖不尋常。人々皆ナ臍ヲ消シ今ヲ限ト斗云テ、手ト手ヲ取合テアリシニ、愚僧一心ニ觀音經ヲ讀。入於大海、假使黑風、吹其船舫、飄墮羅刹、鬼國其中、若有乃至、一人稱觀世音菩薩、名者是諸人等、皆得解脱、羅刹之難、以是因縁、名觀世音ト頻ニ奉レ念シ時、風雨漸ク穩ヤカニ成シ、其時臍ヲケシテヨリ、我カ痢病平腹ス。是ヲ以テ思ニ、學道勤学メ、他事ヲ忘却セハ、自ラ病モ起ル間敷カト覺ト云云。

今推量スルニ、一葉ノ觀音ハ此時出現シ給ウカ。但シ本記録ナシ。（三六七頁）

という。この船中痢病の記事は、恐らく『正法眼藏隨聞記』（六）の

我モ當時ミ入宋ノ時キ、船中ニシテ痢病ヲセシニ、惡風出來テ、船中サワギン時、病忘テ止マリヌ。是ヲ以ツテ思フニ、學道勤学シテ他事ヲ忘レバ、病モオコルマジキカト覺ル也。（日本古典文學大系本、四二九頁）

とあるのを承けたことは疑いない。所で、面山瑞方は一葉觀音出現の時を、安貞元年（一二三一七）帰朝の際の出来事として、

コノ冬支那ヨリ船ヲ發シテ船中ニ黒風ニ值フ時、師船上ニ默坐シケレバ、忽觀音大士蓮葉ニ乘ジテ海面ニ泛デ、風波穩ナリ。乃日本ノ安貞元年ニ當テ肥後ノ川尻ニ著岸ス。一葉ノ觀音ハソノ影ヲ写セルナリ。（三二頁）

という。一葉觀音に関する『建撕記』の記載は、延宝本・訂補本を除いて、いざれも入宋途次の事としており、瑞長本はさらに、これについては本記録にもその記載はなく、しかも、推測によつて、この船中痢病・黒風吹來の時が一葉觀音出現の時期に比定されているにすぎない。なお、この一葉觀音の伝説に関連して、道元の真贊と伝承される一葉觀音像が、世上に多数現存している。これらの中には極めて古いものと判断されるものも存し、伝承の古さを物語つてゐる。『建撕記』にもその贊を載せている。すなわち、

同年（仁治三年、一二四二）九月初一日、贊^ニ葉觀音^ニ云、一花

五葉開、一葉一如來、弘誓是深海、回回運善財 沙門道元贊（四二頁）

というものである。

また、道元が五百年間吉祥山を離れないという誓約をしたことが伝えられているが、これについても、

開山和尚五百年之際此吉祥山不^レ離ト云御誓約之アリト古今ニ申伝。雖然本記録未^ニ見出^サ。今思量スルニ、此御法語其カト覺ウ。

（七二頁）

というように、本記録には見出せないとしながらも、建撕は、

九月初十日、師示^レ衆云、從^ニ今日^ニ盡未來際永平老漢^{ツキニテ}恒^ニ常^ニ在^レ山晝夜不^レ離^ニ當^ニ山之境。雖^レ蒙^ル三國王宣命^ニ亦^チ誓^{ナシ}不^レ離^ニ當^ニ山。其意如何。唯欲^下晝夜無^ニ間断^ス精進経行積功累德上故也。以^チ此功德^ニ先度^ニ一切衆生、見佛聞法^ニ而落^ス佛祖之窟裏^ニ也。其後永平打^ニ開大事、坐^ニ樹下^ニ、破^ニ魔波旬^ニ、成^ニ最正覺^ス。欲^ニ重宣^ニ此義^ニ、以^レ偈説^云、古佛修行多^ニ山、春秋冬夏亦居^ニ山、永平欲^ニ慕^ス古蹟^ニ、十二時中常在山。（七三頁）

という法語をその誓約文に比定する。諸種の研究書は、この法語を、『建撕記』の記載に従つて、建長元年（一二四九）の九月十日の示衆と見てゐるが、瑞長本によれば、一葉觀音出現と同様に、法語の内容が誓約文に相当すると推測されたものにすぎない。而して、法語には五百年の文字も見当らず、

法語そのものの出拠も明らかでない。

右に指摘したものの外に、本記録には分明ではないが、伝承や推測等によつて記載されたものに次のようなものがある。

前住永平義演和尚本記録、行状等未^ニ分明^ス、故出生入滅ノ次第ヲ不知。同永平寺^ニ入院退院ノ年月モ不^ニ分明^ス。雖然大方今思量スルニ、价和尚弘安十年ヨリ御入寺ナラハ、廿七季カ八季カ御住アルベシ、云々。（一一一~二頁）

△三代相論之事

本記録不^ニ分明^ス。正和元年カ二年カ三年カナルベシ。（中略）其徹證ヲ不^レ記、後來能々尋覓スベシ。（一一三~七頁）

（義雲）△從^ニ唐土^ニ渡^ス贊ノ意ワ、永平ヲ中興シ給タル事ノミ也。又一ノ贊ニハ、出家ノヨリ難行苦行ノ後ニ永平寺ヲ再興サセタマウト云意アリ、是ハ如何様開山ノ再来ニテマシマストホメ給也。マサシク開山和尚ノ再来ニテ御在支証ニハ、開山御涅槃ノ季建長五年ニ生下シ給也。開山京城ニテ御涅槃アレハ、又此和尚洛陽之人ニテ在ス處、再誕無^レ疑、乍^レ去、無^ニ本記録、古今所恨也。（一

二〇~二一頁）

△開闢檀那如是之事、

永平寺建^チ初之夜、開山和尚ト法談ノ次テ、誓願立^チ云、

○願我生々外護三宝、

○願我世生信心不退、

○願我不退證大菩提、

○願我濟度一切衆生、

△開山大和尚譽云、回心向大之願文也トテ聽許之。去テ手ニ朱ヲ塗リテ印ヲツキ給。開山モ御手ニ朱ヲ塗リテ印ヲツカセ経。如是之手印トテ至レ今在之。今有ニ宝慶寺。聽許トハ一分ヲ許サルノ事也。開山御許アル人ト申シ伝タリ。但本記録無^レ之。（一二九頁）

ここにいう「本記録」なるものがいついかなるものかは、結局は不明である。道元自身が記録した日記の類かとも思われるが、内容的には道元関係の記事にとどまらないものも含むと見られるので、あるいは後世の留書のような類の、永平寺内に所蔵されている記録類かとも思われる。ただ注意されるのは、本記録あるいは本録なるものから引用したとする記事は極めて少く、本記録には見られないが、伝承等によつて記載するという注記をしている例が極めて多いことであり、このことは逆に、内容の大部分が本記録なるものによつていると考えることもできる。また、義演の行状や三代相論の事、及び義雲の道元再誕説などについて、本記録にもその記事はないと特別にことわりがきしていることを考慮するなら、本記録とは、道元伝にさらに道元滅後の教団の動向も併せ記した、歴史史料としてすでに編集の手が加わった、かなりまとまった記録であつたとも考えられる。

このように考えてくると『建撕記』の編集に当つて建撕は、果して史料の取捨選択にどれだけ意を用いたか疑問となつてくる。あるいは、多少疑わしい記事についても、これをすべてそのまま収録するという編集方針であつたかもしれない。たとえば、蘭溪道隆（一二二三～一二七八）と道元の間に交された往復書簡は、極めて問題のある史料であるが、この二通の書簡を掲載した後で、瑞長本『建撕記』は、

此二通之書札ヲ見合スルニ、難ニ心得一多シ、然レトモ、凡注レ之。
(六七頁)

と言つてゐる。⁽⁸⁾恐らくこの往復書簡も本記録からの引用であろうと思われるが、しかし、その内容に疑問を持った建撕をして「心得難きこと多し」という注記を書かしめたのである。このように、内容的に疑問の残るとする注記や、本記録には分明ではないが、伝承等によつて記載するという注記は、瑞長本『建撕記』に見られる顕著な特徴である。このことは、瑞長本がより古い形態の『建撕記』のテキスト、換言するなら、道元伝や初期の永平寺教団の実態に対する評価がいまだ流動的であつたことを如実に伝えてゐるテキストであるということができよう。大權修利菩薩の一夜碧巖助筆の事、一葉觀音出現のこと、五百年吉祥山不離の誓約の事、義雲の道元再誕説、開闢檀那如是の回心向大の願文などの記事は、他の諸本ではいずれも疑問をさしはさむ余地のない、既

成の事実として記され定着することになる。このような立場を考慮し、以下の論考も、瑞長本を中心として進めたい。

四

上記において、『建撕記』が編纂される際に、古文書や古文書に準ずる文献を直接あるいは間接に参照したと見られるもの、もしくはその形跡・可能性があると認められる諸項目を三十三種列挙したが、これら諸項目は、さらに内容・形態の上からいくつかの項目に分類することができよう。

第一に、各祖師の頂相に附された真贊関係で、(1)(9)(25)(26)(27)(29)の諸項がこれに相当する。

第二に、本記録・本録と称される記録から引用したとするもの、またかく推測判断されるもので、(2)(3)(4)(5)(14)(15)(23)の諸項がこの部類に相当する。

第三に、古文書もしくはその写しが現存し、またかつて存在したと判断されるもので、(6)(8)(10)(11)(12)(13)(16)(17)(19)(21)(22)(28)(30)(31)(32)(33)の諸項がこの部類に相当しよう。

第四に、各種文書に附された奥書・識語の類で、(7)(18)(21)の諸項がこれに相当する。また(24)三代義演開山大和尚法被裏書の識語も、この部類に相当すると見てよいであろう。この法被は、識語の部分のみが今日も永平寺に現存しており、『建撕記』の史料的価値を論ずる上からは、極めて貴重な記録と

いうことができる。

この外に、第五として、『建撕記』の本文には明記されていないが、今日各地に現存している古文書の類で、当然これが前提されて記載されていると見られる諸項目も、論稿の対象として設定しておく必要があろう。

右の分類のうち、今日現存している古文書類とその対応関係を論ずることができるのは、第一、第三、第五の各項目であろう。

これらのうち、第一の真贊関係では、現存するものは(9)(29)の二点に過ぎない。また(26)獨孤淳園(朋)の贊は、正徳五年(一七一五)刊行の『義雲和尚語録』の巻首に引用される。

まず、一葉観音の贊については、道元の真贊と伝えられるものが多数存し、従つて、一葉観音出現伝説の成立過程に関連して究明されなければならないが、『建撕記』では、一葉観音出現と贊との関係についてはふれない。今日真贊と伝えられるものや版行されたものはいずれも仁治三年九月初一日の年記を有するが、この年は道元が京洛の地を去り越前に錫を移す前年である。『建撕記』は編年体の歴史書であり、一葉観音贊が引用されたのは、たまたまこれに仁治三年の年記があつたからに外ならない。而して『建撕記』編纂の時点で、一葉観音出現の伝説は存したが、その実態は確たるものを持っていなかつた。面山がいう南溟山観音寺の創立についても

なんら記するところが無い。一葉觀音についても、後にはこれも道元自筆のものとされるに至るが、こうした伝承も『建撕記』成立の時点では勿論なかつた。

次に(29)の智琛乞語贊については、

○坐_ニ断_ル乾坤_一全身獨露_ス喚作_ニ本師_二和尚當_ニ甚_一冬瓜茄瓠_ニ更好笑_ス、
金剛倒_ニ上梅花樹_ス、

徒弟智琛乞語

此正本八賀州大乘寺アリ。(一一二一~三頁)

とあり、元文本はさらに「亦寶慶寺在_レ之云云」とする。しかし、この贊が誰の頂相に対してなされたのか、智琛とは誰のことかがそもそも問題である。現在宝慶寺には如淨の頂相といわれるものが蔵されており、これに全く同文の贊が附されており、末尾に「太白(花押)」の記載があり、如淨の真贊と伝えられている。面山はこの贊について、『面山和尚廣錄』卷二十五、「宝慶寺寂円禪師伝」で、

越前薦福山寶慶禪寺開山寂円禪師、大宋国人、依_ニ天童淨和尚_ニ削染、時名_ニ智琛。(中略) 師曾侍_ニ淨和尚_ニ日、写_レ真乞_レ贊、和尚乃題云、坐_ニ断_ル乾坤_一全身獨露_ス呼作_ニ本師和尚_ニ當_ニ甚_一冬瓜茄瓠_ニ更好笑_ス、金剛倒_ニ上梅花樹_ス、徒弟智琛乞_レ語、太白老僧、下有_ニ花押_ス、此軸乃師之所_ニ自_レ宋將來_ス、而現今納_ニ于寶慶室中_ス。(『曹全』語錄三、七九八頁)

といい、智琛とは寂円の別名であり、この贊も、寂円の乞により、如淨の頂相に附された如淨の真贊と見ていい。しか

し、『建撕記』の記載によれば、この贊は、後に永平寺中興とされる義雲(一一五三~一三三三)の門人宗可侍者が入元した事跡に関連して挿入されたもので、宗可が天童山南谷庵に道元の位牌を重立した支證として、天童山住持明極楚俊(一二六二~毛三三六)が宗可に与えた書とされるものの後に附されており、明極と宗可二師に関りがあるものと見られる。その支證とは、

△四明大白峰下有_ニ南谷庵_ス、者廻_チ天童淨和尚藏骨之塔所也。淨和尚夜夢_ニ洞山价禪師相見_ス、次日有_ニ禪者_ニ元公來深明_ニ洞上宗旨_ス。淨將_下芙蓉揩祖所付法衣竹箆白拂寶鏡三昧五位頤訣_ス密授與_ニ元公_ニ得_ニ此法_ニ竟_ス。歸_テ日本國開山永平禪寺_ニ云云、(中略) 宗可禪人遍參大唐諸禪德_ニ必亦有_レ所_ニ即授_ス、若有_レ便請_ス、呈_イ露與_ニ老僧_ニ看_カ是_{ラハ}則與_レ你證據_ス、不是_レ與_レ你剗却_{セシ}。禪人即展_ニ兩手_ニ示_レ余云、是什麼_ス。故然_ニ其機_ニ而且當_ニ乃書以_レ為_ス贈云、

泰定丁卯秋七月望、大白閑房老僧楚俊書。(一一一~一二二頁)

とあり、宗可是明極によってその機根を認められたものと解される。従つて、「坐断乾坤云云」の贊は明極の頂相に附されたもので、この頂相は宗可に附与されたものということになる。

宗可の入元に関連して、さらに、靈石如芝と獨孤淳朋が、宗可の依頼により義雲の頂相に贊したものが『建撕記』には引用される。

井ニ永平寺再興之由來ヲ書メ渡シ給エハ、大唐淨慈寺之長老、靈

隱寺之長老両尊ノ、中興ヲ永平寺第一世ト許シ、其來暦ヲ真之贊ニメ日本エ宗可侍者ヲ帰シ給也。從レ其ノ永平中興和尚トハ申ス也、其真像宝慶寺御在ス也。其贊云、

製^{セイ}馮掖衣^二輕方袍^一毳^一、登^二選佛場及心空第^一、聞^二洞上宗風^一得^二寶慶密意^一、振^三逸格機^二弘^一三法施^一、繆^二春草^一於枯木枝頭^一、耽^三霜蟾^一於夜明簾外^一。若曰^三、莖草現^二玉殿瓊樓^一、咄嗟起^二叢林百癪^一、紀^二其佛績^一、豐功是為^レ中興，永平第一世^一、

永平堂上雲和尚繪相、徒弟宗可請^レ贊、因為點^レ筆、賜^ウ、佛鑒禪師住持抗^フ之淨慈八十有三歲靈石叟如芝贊。

△亦贊云、

早歲掛^レ冠^一萬緣俱棄^一、潤飲木漁冰懷慕志^一、趣^二向三天^一步^二驟^一十地^一、道蔭^二群生^一德周^二品類^一、赤手^一起^二洞上之派宗^一、談笑措^二君臣^一於五位^一、若非^レ乘^二願力^一、而再来又安^レ得^一、廻然^レ而獨異者也、

永平禪寺住山雲和尚壽像、其徒宗可請^レ贊、泰定改之在甲子春、靈隱山獨孤叟淳畠、日本當^ニ正中元、英宗皇帝時代（一一八〇—一二〇〇）

とある。『建撕記』の特質の一は、道元と共に義雲が極めて

重視されていることである。すなわち、義雲を永平寺の中興として位置付けることが大きな課題である。靈石如芝・独孤淳畠二師の贊について建撕は、

△從^ニ唐土^ニ渡^ス贊ノ意ワ、永平寺ヲ中興シ給タル事ノミ也。又一

ノ贊ニハ、出家ノヨリ難行苦行ノ後ニ永平寺ヲ再興サセタマウト云意アリ、是ハ如何様開山ノ再来ニテマシマストホメ給也。（一一〇頁）

というように、如芝の贊は、義雲を永平寺中興とし第一世とすること、淳畠の贊は、義雲が道元の再誕再来であることをほめたたえるものと解している。しかし、宗可が入元した泰定三年（一三三四）の頃といえど、義雲が永平寺に普住して十年目頃にあたり、三代相論の後、荒廢の極に達した堂塔伽藍の復興にあたっていた時期で、後の建納の撰した『宝慶由緒記』などで主張される「永平寺中興」などということが、義雲生前中に称されていたかは甚だ疑問である。嘉曆二年（一三三七）の梵鐘銘には、

当吉祥山、方外深巒、帝都雲隔、峻嶺雪寒、受^ニ曹源派^一、湛^ニ洞水潭^一、殿堂年旧、樓鐘未^レ安、（『曹全』金石文類、五三五頁）

とあり、永平寺は堂塔伽藍の整備中であった。宗可が入元して明極楚俊に謁したことは『明極錄』にも見えるので事実と思われるが、如芝・淳畠二師の着贊の事実に関しては、にわかには首肯し難い。二師の贊の後に、

△亦自贊云、

体曾不^レ離^ニ扶桑國^一、影普歷^ニ遊^一大宗朝^一、二老美贊^ニ增^ス衝天氣^一、一靈宛爾兮、不^レ假^ニ他功^一、汝快携來無孔箇^一、至今一調^ニ新豐^一、日本元德辛未永平禪寺五世義雲自贊（一一〇頁）

という義雲の自贊なるものについても、二師の贊を是認した形をとつており、義雲の心情に、果して自らが中興永平第一世、道元の再来という意識があり得たかということを考える

とき、甚だ疑問とせざるを得ない。『義雲和尚語録』には自賛が二種掲載されているが、この賛は見当らない。義雲の永平寺中興第一世、道元の再誕説は、建綱や建撕師資の時代にあつては支配的な主張であつたと見られ、建撕もこれらの賛を、その助證として用いたものと思われる。しかし、「乍レ去無ニ本記録、古今所レ恨也」という注記は、建撕という、史実を求める歴史書編纂者の良心をして、かくいわしめたものではなかろうか。

次に、古文書もしくはその写しが現存し、またかつてこれが存し、建撕が直接・間接にこれを参照したと判断されるものについてであるが、この部類の諸項目については、今日でもいくつか対照検討が可能である。

まず(12)の、寛元五年(一二四七)正月十五日、布薩説戒の時、五色の彩雲が方丈正面の障子におこつたが、多くの聴聞の道俗がこれを見たので、事実の証拠として起證文を作つたというもので、この記事についてはいくつかの古文書が現存している。まず、東京国立博物館に所蔵される、懐眞筆とされる『永平寺三箇靈瑞記』と対応する部分を対照させてみる。

建 撕 記 —— 三 箇 靈 瑞 記

宝治元年寛元五年丁未正月十五日
日之布薩時、開山和尚説戒シ給
—— 時、五色のくも方丈の正面にた

エバ五色之雲方丈ノ正面障子ニ立チ移リテ、半時斗アリ、聴聞ノ道俗アマタ奉レ見レ之。(六〇頁)

(『道元禪師全集』下三九頁)

また、起證文なるものについては、全久院所蔵の古文書中に『建撕記』の記載に全く合致するものがある。

建 撕 記 —— 全 久 院 文 書

志比庄方丈不思議日記事、

寛元五年丁未正月十五日、説戒

然日自未之始ニ至ニ申之半分ニ正

面障子有五色光、聴聞之貴賤

拜レ之、其中自吉田河南庄中郷

企ニ參詣奉レ見レ之輩廿餘人、但

説戒之日雖多相当斯日ニ參詣

之條、令レ然故也。此條為虚言

者、永令レ墮ニ在三途。仍自今以

後為ニ伝聞隨喜ニ記置之状如レ

件、(六一頁)

佛子尊慶 (花押)

同 昌円 (花押)

藤井光成 (花押)

大中臣真安 (花押)

坂田守宅 (花押)

久瀬有光 (花押)

ち候て、半時ばかり候てけり、
聴聞の道俗あまたこれをみ候。

(『道元禪師全集』下三九頁)

(『曹洞宗古文書』下、一九二頁)

さらに、この五色彩雲の靈瑞に関連して、懷旛の證状が永平寺に現存するが、これも(13)の記載に対応する。

建 撕 記 — 懷 旛 證 状

二代和尚以御自筆書云、

當山開闢堂頭大和尚就方丈文布
薩說戒之時、現五色瑞雲於正面
面明障子。彼障子經三千歲、破
損。彼旧破之骨紙等當寺之重寶
而安置之。其現瑞日時等之記
在別紙、今暫案置方丈天井之上。
後々可為重宝也。

文永四年九月廿二日記之、小師

比丘懷旛判

此正本至今有方丈之寶藏之

(六一と二頁)

當山開闢堂頭和尚、就方丈布薩
說戒之時、現五色瑞雲於正面之
明障子、彼障子經年歲而破損、
彼破損之骨紙等、當寺之重寶而
安置之、其現瑞日時等記別紙、
今暫安置方丈天井之上、可為證
據也

文永四年九月二十二日記之、

小師比丘懷旛(花押)

(『曹洞宗古文書』上、九頁)

この文書は『建撕記』には引用されていない。しかし、ここに連署した昌円・尊慶の二師は、「志比庄方丈不思議日記事」に連署した人々と重複しており、花押も同一と見られるので、同時に成立した文書と見てよいと思われる。二師は僧なるが故に双方の證状に名を連ねたものであろう。

(16)永平寺僧堂異香殊勝については、やはり東京国立博物館所蔵の三箇靈瑞記の記載に対応する。

建 撕 記 — 三 箇 靈 瑞 記

○今年四月ヨリ十一月十二日迄、時々異香ノ珠勝ナルカ僧堂ノ内外ニ薰シ渡リタルニ、開山和尚書シ置セ給ウ。(七〇頁)

(三九八頁)

このように、五色彩雲の靈瑞については、すべてより所となる古文書が存する。建撕がこれらの古文書を直接参照したに違いないことは、(31)義雲永平寺御住辞退之状の項で触れる。またこの靈瑞に関連して、聴聞衆連署の證状がもう一種、全久院に所蔵されている。

永平寺

寛元五年丁未正月十五日、布薩說戒之時、興五色彩雲於方丈門前、聴聞衆中見之人々

源 満約(花押)
時幸(花押)
昌円(花押)
尊慶(花押)
藤 定政(花押)

(17)羅漢供現瑞については、茨城県金竜寺所蔵の、懷旛代筆とされる『十六羅漢現瑞記』に対応する。

建 撕 記 — 十六 羅漢現瑞記

に付されたものであつたと推定される。

宝治三年正月一日、羅漢供之法会アリ、此時供養ヲ受ケ給ヘキ

為ニ

生羅漢達放レ光山ノ奥ヨリ

法会道場エ降臨アリ、寺中木像

畫像羅漢又諸佛相共放光供養

ヲ受ケ給ウ、大唐ニハ天台山ニ

五百ノ生羅漢マシマス、吾朝ニ

ハ此山中ナラテハ生羅漢ノ在所

ハナシト、開山和尚之御自筆ニ

テ書シ置セ給ウ、此正本ハ檀那

ノ重書箱アリ、（七一頁）

宝治三年酉正月一日巳午時、供養十六大阿羅漢於吉祥山永平寺

方丈、于レ時現瑞華記。

佛前、特殊勝美妙現。

木像十六尊者皆現。

絵像十六尊者皆現。

現瑞花之例、大宋国台州天台

山石橋而已、餘山未三嘗聞也。

当山已現數番、寔是祥瑞之甚也。

測知、尊者哀愍覆護當山

當寺之人法所以、如レ是。

(『道元禪師全集』下、三九九頁)

開闢當山沙門希玄

△建長三年当山ノ奥ニ常ニ鐘声ノ聞ユル事、自ニ檀越相尋ニツ

イテ御返事也。御尋ニツイテ申候、此七八年之間ハ度々ニ候也。今年正月五日

子ノ時花山院宰相入道ト希玄ト靈山院庵室ニ佛法ノ談議シ候處ニ、鐘声二百声斗聞ヘ候、其本京東山清水寺ノ鐘、若シハ法勝寺ノ鐘ノ聲カト聞エ候、隨喜シテ聞キ、ソドロニタウトクヲホエ候、宰相モ不思議ノ靈地ナリト隨喜シ入テ候キ、入道グセラレ候中將兼頼朝臣一室アリナカラ不レ聞トアリ、メノトコニ右近藏人入道經資法師、コレモ不レ聞ト候、其外女房二三人侍七八人候モ、皆ナウケタマワラス

館所蔵の「三箇靈瑞記」の記載が対応する。

建 撕 記 — 三 箇 靈 瑞 記

当山につきがねのこゑきこへ候事、御たづねにつき候て申候。

この八年のあひだに、たびく

候也。今年正月五日子時、花山

院宰相入道ト希玄と、靈山院の

庵室に佛法の談議シ候ところ

に、かねのこゑ二百こゑばかり

きこゑ候、そのあほきさ、京の

東山の清水寺のかね、もしは法

勝寺のかねのこゑほどに候へば、ずいきしてきゝ候、そぞろ

にたうとくおぼへ候。宰相もふ

しきのれいちなりとずいきしい

りて候き。入道ぐせられて候中

將兼朝臣一室に候ながらきかず

候。めのと子に右近藏人入道

經資法師これもきかず候。そのほ

か女房二三人、さぶらひ七八人

候も、みなうけ給り候はず候。

乗寺、愛知県全久院に所蔵されており、(18)の奥書とは、これ

鐘聲ニツイテ開闢檀那ニ御返事也。

(『道元禪師全集』下、三九八頁)

希玄トハ年尚ノ御名々。

(七六一七頁)

頭、先兆冥符可_レ貴者乎。

〔曹全〕金石文類 五三五頁

以上見てきた(12)(13)(16)(17)(20)の各項目は、いずれも永平寺における奇瑞・靈瑞に關することであり、このうち、不思議鐘声・五色彩雲・僧堂異香殊勝は、三箇靈瑞として東京国立博物館所蔵の文書では一括して記されている。そして、大久保道舟氏はこれを懷辨の真筆とされていて⁽⁹⁾。これらの靈瑞を証する古文書が奇しくもすべて現存するということは、逆に類推・想像を逞しくするなら、伝承・伝説を權威づけるために、作為的に作られたとも見られるが、古文書そのものがいざれも、懷辨筆と判断されるものや、花押などからみても確かに中世文書と判断されるものであり、あながち単なる伝説として廃せられるべきものではない。たとえば、不思議鐘声については、

△中興和尚永平寺御住中、虛空ニ鐘声鳴ル、此嘉曆二年四月十六日也、開山和尚御現住ノ時モ堂ニ鐘声鳴シカ、今吾住山ノ中ニモ、亦鐘声アリトテ、中興和尚御悦不尋常^{ナガ}。此鐘声ニヨリ軀テ勸進ニ思食立、今ノ大鐘ヲ^タ鑄立給、此義則チ鐘ノ銘書付給也。

(一一三頁)

とあり、義雲にもその靈瑞があつたとし、これによつて梵鐘を鑄造したとする。嘉曆の梵鐘銘にも、

開山和尚在日、鐘声許多鳴^ニ山奥、今夏結制後朝、梵鐘忽爾響^ニ領

とあり、この伝承は決して根拠のないものではない。また、『建撕記』に用いられたことが明らかな古文書も現存する。永平寺は義演寂後、荒廢甚だしく、ために檀越波多野氏は宝慶寺の義雲を請することになるが、義雲ははじめ病を理由にこれをことわつていて⁽¹⁰⁾。義雲永平寺御住辞退之状がそれで、全久院には義雲の真筆とされるものが現存する。

建撕記 — 全久院文書

永平寺住持職之事、預貴命候
雖^ニ面目無^シ極、且如^レ被^ニ知食^ニ
病^ニ躰候之上、不^ニ一方^ニ難^シ治、
計会之間不^レ應^セ候事殊恐入
候、懃懃之仰^セ候雖^ニ畏入^リ候、持
病常相催打臥事多候條、力不^レ
及^可蒙^ニ御免^ニ候、恐惶謹言、

九月十八日
永平寺住持職事、預貴命候之條
雖面無極候、且如被知食候、病
躰候之上、不一方難治計会之
間、不應候事、殊恐入候、懃
懃之仰候雖畏入候、持病常相催
候、打臥事多候之間、力不及可
蒙御免候、恐惶謹言

九月十八日

比丘義雲在判

進上三條殿

今推量スルニ、大宮ノ二字落タル故
此狀今爰留カ

(一一三^一四頁)

この義雲の辭退状は、現在は、前記布薩説戒五色彩雲の證

状と共に一軸に仕立てられているが、この辞退状にはさらに、

此書札者 [] 惠林禪師久所持 [] 被付 [] 於

建綱首座禪師亦建綱首座捨入于當院、

三条殿者當寺檀方御事也、檀方之私宅本者三条大宮在之、故号三

条大宮殿、而今疑是大宮之二字落失有歟矣、

長禄三年七月七夕誌焉 建撕書之

という建撕の識語があり、この識語は、瑞長本『建撕記』の

「今推量スルニ、大宮ノ二字落タル故、此状今ニ爰ニ留カ」

という注記に符合する。また「三条殿者當寺檀方御事也」と

あるからには、この文書は元来永平寺にあつたもので、従つて、これが『建撕記』の編纂に直接用いられたものであるこ

とは疑いない。建撕が永平寺に入院するのは応仁二年（一四三八）のことと、長禄三年（一四五九）はその九年前のことであるが、恐らく永平寺住持になる以前から、師の建綱の史料なども広く獵渉して『建撕記』の編纂にとりかかっていたものであろう。

かくみると、永平寺の靈瑞に関する記事なども、決して荒唐無稽な建撕のデッチ上げではなく、史料に基づいた記載であったことが想像される。ただ、建撕の史料蒐集がいかなる所からなされたかという問題になると、やはり寂円派の伝承史料と見られるものが極めて多いことが目につく。右の義雲の辞退状もその一であるが、さらに注目されるのは、義

雲の弟子曇希の奥書を持つ文書が数点見られることである。

(6) 宇治觀音導利院僧堂勸進之疏には、

永平六世和尚奥書云、佛祖開方便門示眞実相不可思議也、
秘密藏裏重宝也、不可向癡人面前顯示者也。

貞和三年十一月七日 住永平曇希書（四〇頁）

という奥書が存し、(8)答近衛殿法語には、

永平六世和尚以事跡奉々写レ之。（四二頁）

とあり、(11)結夏上堂天花亂墜ノ證には、

六世之以御自筆写レ之。（五五頁）

とある。曇希住持中の暦応三年（一二四〇）三月、永平寺は炎上し、曇希はその後その再興につとめており、また『義雲和尚語錄』『学道用心集』『永平元禪師語錄』などの宗典刊行も行っているので、永平寺内の諸記録が曇希の手によつて整理保存された可能性はある。先にふれた「本記録」なるものも、これと関係あるかもしれない。この外に、俗に『參松道詠』と呼ばれる、道元の詠歌を集めたものについても、

右謹奉書写永平初祖大和尚之御詠歌若干首上奉附授梯公首座
禪師、伏包洞宗大興門派流通焉、至祝々々至禱々々。

△応永廿七年六月朔 宝慶八世洞雲比丘喜舜在判（九六頁）

とあり、『建撕記』に引かれた「參松道詠」も寂円派の伝承史料であつたことが知られる。このように、『建撕記』編纂に用いられた史料には、寂円派に伝承されたと見られるもの

が深くかかわっていることが理解されるが、では、寂円派としての主張がいかにそこに表面化しているかという点になると、さらに他の伝記史料との比較検討を通して見る必要がある。

五

『建撕記』は、道元や懷眞について、しばしば「行状記云」として関係記事を引用する。そしてこれらの記事は殆んど『永平寺三祖行業記』や『三大尊行状記』の記載に合致する。『行業記』と『行状記』については、もとは同一書であったものが、伝写流傳を異にした結果、現行の二本に別立したもので、『行状記』がより原初的とされ、作者も瑩山紹璉（一二六八～一三三五）に比定される古い伝承をもつていて、従つて『建撕記』がいう「行状記」も『三大尊行状記』を指すかとも思われるが、栄西と道元の相見説については、

建 撕 記	行 状 記
建保二年、行状記云、入 _ニ 千光禪	建保五年丁丑十八歳秋、始離 _ニ
師之室 _ニ 初聞 _ニ 臨濟ノ宗風。	本山 _ニ 投 _ニ 洛陽建仁寺 _ニ 從 _ニ 明全和尚 _ニ 猶極 _ニ 顯密之奧源 _ニ 、習 _ニ 律藏之威儀 _ニ 、兼聞 _ニ 臨濟之宗風 _ニ 、即列 _ニ 黃龍之十世 _ニ 。〔曹全〕史伝
(八頁)	上、一二頁)

とあるように、微妙な違いを見せていく。『建撕記』が引用する「行状記」と『三大尊行状記』とは別の史料か。それにしては、他の部分ではあまりに似かよっている。あるいは『三大尊行状記』にある、建保五年（一二二七）十八歳で叡山を下った記事を、敢て栄西存命中の建保二年（一二一四）のこと改め、栄西に相見せしめたとするなら、そこにはいかなる意図が含まれているのか、また寂円派の主張がそこには含まれているのかどうか、という問題が生じてくる。このようないい問題については、さらに他の諸伝の性格も併せて考えられなければならないので、以下次号において問題としたい。また、『建撕記』の本文には明記されていないが、当然前提したと見られる古文書・古文献の類についても、紙面の都合上、次回に検討することとした。

注

(1) 拙稿「『建撕記』の史料的価値（上）」（駒沢大学佛教学部論集）九号、昭和五十三年十一月）

(2) 今枝愛真『道元—坐禅ひとすじの沙門—』（NHKブックス、日本放送出版協会、昭和五十一年六月）二〇六頁。

(3) 大久保道舟『道元禪師伝の研究』（筑摩書房、昭和四十年五月）一二四頁。竹内道雄『道元』（人物叢書、吉川弘文館、昭和三十七年六月）一一四頁。中世古祥道『道元禪師伝研究』（国書刊行会、昭和五十四年一月、一八六頁）は、天子上表は虚飾とするが、菩薩戒の立場を擁する道元に、景德寺

ではなく明全が掛錫した明州景福寺において同様の事件があつたのではないかとする。

(4) 面山は『訂補建撕記』の補注で、一葉觀音にちなんで建立されたという河尻觀音寺について、次のように言う。

「肥後州河尻津有レ寺号ニ南溟山觀音寺。本ニ尊於一葉觀音。寺僧伝謂、永平祖師帰朝值ニ惡風於南溟、時默ニ禱船上、則忽見大悲尊乘ニ蓮一葉、而浮ニ海上、風波恬如及レ得ニ著岸、自刻ニ其所觀、而安ニ于此。以レ故有ニ南溟觀音之号。」其後監院僧畫ニ其像、謁ニ祖師於洛南ニ乞ニ賛、便題云、一花五葉開、一葉一如來、弘誓深如海、回回運ニ善財。監院彫ニ版、其版現今藏ニ寺傍之民家ニ云。余壯歲詣レ此親拜ニ本尊。因聞ニ僧話ニ為レ記。今摘ニ記中、略補ニ于此也。」（河村孝道編著本、一四四頁）

(5) 大久保道舟前掲書一八一頁。同氏『道元禪師全集』（下）（筑摩書房、昭和四十五年五月）五四八頁。

(6) 竹内道雄前掲書二九九頁、大久保道舟『道元禪師全集』（下）五五四頁。

(7) 大久保道舟『道元禪師伝の研究』二七二頁、鏡島元隆「永平道元と蘭溪道隆」（『金沢文庫研究紀要』十一号、昭和四十九年三月）はいざれも、二師の書簡文の史実性を否定乃至疑問視される。

(8) 他の諸本でこの注記を記載するのは、面山の『訂補建撕記』だけであるが、補註では「シカルニ上ノ細注ニ二通ノ書見合スルニ難ニ心得ニ事多シトアルハ、考索未到ニヘカ、先ハ蘭溪ノ来朝シテ博多ニ著ノ時節ヲ考ヘズ、マタコノ円覚寺トアルヲ鎌倉ノ円覚ト取違解セラレシユヘニ、博多ニ御下向トアリ、マタ覺

妙房ノ法語ヲ見セラレタルハ、天童山ニテノ事ナルヲ、博多ノ事ト思ヒテ記セラル、上件ハ考ヘノ不足ナリ、難ニ心得ニ事多シトアレドモ、少シモ相違ノ事ハナシ」（河村孝道編著本、一五〇頁）と言つて、その史実性を主張する。

(9) 『道元禪師全集』（筑摩書房、昭和四十五年五月）下、五四四頁。これらの靈瑞に関しては、同氏『道元禪師伝の研究』二二八頁も参照。

(10) 東隆真「『行業記』と『行狀記』—『行狀記』の作者・成立年代の推定—」（『宗学研究』六号、昭和三十九年四月）